令和7年度熊野町立熊野第三小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成する ためのものである。このため、児童が自主的・自 律的に充実した学校生活を送るという観点から必 要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること (登下校)

第2条 登下校の際は、安全に留意する。

- (1)7時40分から8時10分までに登校する。
- (2) 決められた通学路を通る。
- (3) 登校後は、忘れ物を家に取りに帰らない。
- (4) 下校時刻を守る。
- 2 違反があった場合は、改善を求める指導を行う。

(欠席・遅刻・早退)

第3条 欠席・遅刻・早退する場合は,事前に保護者が学校に連絡する。

(1) 欠席・遅刻の場合,保護者が8時10分までに理由を学校に連絡帳または電話で連絡する。

(頭髮)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清 潔かつ自然な髪型や長さとする。

- (1) 特異な髪型はしない。 襟や目にかからない髪の長さとする。目に かかる場合は、黒、シルバーのピンで留める。
 - ① 肩にかかる場合,黒・紺・茶色のゴムで 束ねる。(耳より下)
- (2) 染色・脱色剤などは、健康を保つという観点からしない。
- 2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保 護者にも連絡し、場合によっては保護者来校 の上で指導を行う。

(化粧・装飾・装身具)

第5条 次のことを禁止する。

- (1) 口紅(色つき・香つきリップクリームを含む)等 の化粧類
- (2) マニキュア、シール等の爪や皮膚への装飾
- (3) ピアス, 指輪, ネックレス, ブレスレット, ミサンガ等の装身具
- (4) 眉毛をそったり抜いたりし、不自然な形に すること。
- 2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保 護者にも連絡し、場合によっては保護者来校 の上で指導を行う。

(服装・身なり等)

第6条 基準服を着用することとする。冬服については、冬服のきまりに従う。

第7条 以下のような着こなしを行う。

(1) シャツ

- シャツは白(カッター・ブラウス・ポロシャツ)を着用する。
- ② 裾をズボン・スカートの中に入れる。
- ③ シャツの下に着用する下着は、ポロシャツを通して透けないものとする。(ポロシャツの襟元から下着を出さない。)
- (2) ズボンをずらした着こなしはしない。
- (3) スカート
 - ① 膝立をして床につく長さ
 - ② 下にハーフパンツをはかない。スパッツ はスカート下から見えなければ可。
- (4) ベスト・セーター・カーディガン
 - ① 黒・紺でポロシャツの襟が出るもので、 基準服の下に着用する。
 - ② 着用する場合は、裾や袖口からはみ出さないようにする。
- (5) 体育の時は、指定している体操服、赤白帽 子を着用する。

(6) 靴下

ソックス又はハイソックスで,白,黒,紺の 無地の靴下とする。(小さいワンポイント可, くるぶしソックスは不可)

(7) 靴

① 通学靴

白色の運動靴(運動に適したもの,底が分厚 くないもの)とする。

② 上履き

校内では,上履きを履く。色は,白とする。

(8) 名札

学校指定の名札とする。

2 違反があった場合は、特別な指導を行う。保 護者にも連絡し、場合によっては保護者来校 の上で指導を行う。

(不要物)

第8条 ゲーム,携帯電話・スマートフォン類, 菓子類,不必要なお金等学習に必要ないものは, 学校に持ってこないこととする。

学習に関する持ち物は、別紙「持ち物について の約束」に則る。

2 違反があった場合は,不要物を学校で預かり, 特別な指導を行う。保護者にも連絡し,場合 によっては保護者来校の上で指導を行う。

(校内での生活)

第9条 校内では、学校のきまりである別紙「くまさんのやくそく」を守って過ごすこととする。

第3章 校外での生活に関すること (校外での生活)

第10条 校外では、社会のきまりやマナーを守り、安全に過ごすこととする。(原則として保護者の責任のもとで行動する。)

(1) 帰宅の時刻を守る。

4月から9月までは、午後6時

10月から3月までは、午後5時

- (2) 下校後, 学校に来て遊ぶ時は, <u>お菓子やジュースを持ってこない</u>。 <u>また, 携帯電話, スマートフォン, タブレット, ゲーム等も破損などのトラブルが危惧されるため, 持ってこない</u>。
- (3) 子どもだけで町外に出たり,カラオケ,ス ーパー,映画館,ゲームセンター等に行った りしない。また,用事がないのに,店に入ら ない。

- (4) 危険な行為・人の迷惑になる行為(火遊び・ 道路でのスケートボード等・エアーガン・落 書き・ベル押し等)をしたり,危険な場所(川・ 池・駐車場・工事現場等)に行ったりしない。
- (5) お金の貸し借りや、物の交換、あげたりもらったりはしない。
- (6) 特別な事情がない限り、友達の家に泊まらない。
- (7) 道路を歩くときや自転車に乗るときは、次 のことに気をつけて乗る。
 - ① 2人乗りはしない。
 - ② 横断歩道がない所を渡らない。
 - ③ ヘルメットを着用する。
 - ④ 1・2年生は、保護者の許可があれば乗ってもよい。3年生以上は、ルールを守って乗る。

第4章 特別な指導に関すること

(問題行動への特別な指導)

第11条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- 喫煙・飲酒
- ② 暴力・強要行為
- ③ 建造物・器物破損 (落書き、インターネットや交換日記等への 悪質な書き込み、卑劣な行為)
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 刃物等所持
- ⑧ 交通違反
- ⑨ その他の法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
- ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ② いじめ
- ③ カンニング
- ④ 家出および深夜徘徊
- ⑤ バイク乗車
- ⑥ 無断アルバイト
- ⑦ 暴走族等への加入
- ⑧ 登校後の無断外出,無断早退

(無断で教室外に出ることも含む)

- ⑨ 指導に従わない等の指導無視および暴言等
- ⑩ その他、学校が教育上指導を必要とすると 判断した行為
 - ①スマートフォンやタブレット等でのSNSのトラブル (悪質な書き込み,卑劣な行為など)に関して,より専門的な対応が必要な場合,専門機関や警察との連携を行うことがある。

第12条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭 (短時間)
- (2) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省 指導,奉仕活動等)
- ① 別室による反省
- ② 授業観察による反省指導
- ③ 奉仕作業による反省指導
- ④ 教育相談と反省指導を複合した指導
- ⑤ 保護者来校による授業観察指導
- ⑥ 学校と保護者による協議
- (3)家庭反省指導(週休日,休日を活用する) (反省指導の実施)
- 第13条 反省指導は、原則として学校反省とする。ただし、状況によっては家庭反省を週休日、休日に行う場合がある。
- 2 学校反省は登校させて別室で行う反省指導 と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省の 2 段階とする。
- (1) 反省指導期間中にある学力調査等は,別室で実施する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事の参加は, 別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第14条 別室反省の期間は、概ね3日から5日とし、授業反省の期間は、概ね5日から10日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により、指導期間を変更することがある。

(規程の周知)

第15条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会, PTA総会等で,説明を行う。

<附則>

この規程は、平成24年4月1日より施行する。 この規程は、平成25年4月1日より施行する。 この規程は、平成26年4月1日より施行する。 この規程は、平成27年4月1日より施行する。 この規程は、平成29年4月1日より施行する。 この規程は、令和3年4月1日より施行する。 この規程は、令和4年4月1日より施行する。 この規定は、令和6年4月1日より施行する。 この規定は、令和7年1月7日より施行する。 この規定は、令和7年1月7日より施行する。